第3回安城市障害者福祉計画策定委員会議事録

日時:令和5年6月29日(木)

午後1時30分~午後2時20分

場所:へきしんギャラクシープラザ 1階 講座室

■出席(14名)

神谷 明文委員(安城市社会福祉協議会会長)、

岡本 雅彦委員(安城医師会会長)、

石原 隆義委員(安城市町内会長連絡協議会副会長)、

飯島 德哲委員(医療法人純和会矢作川病院理事長)、

山本 健一委員(安城市小中学校長会特別支援教育推進協議会長)、

石黒 真理委員(県立安城特別支援学校教頭)、

西出 素子委員(衣浦東部保健所健康支援課主査(班長))、

柴田 正義委員(安城市民生委員児童委員協議会 障害者福祉部会副部会長)、

三輪 秀昭委員(安城市ボランティア連絡協議会会員)、

原 恵美子委員(安城市手をつなぐ親の会会長)、

薮内 敏彦委員(精神障害者安城地域家族会「ぶなの木会」会長)、

長谷川 朱美委員(社会福祉法人聖清会主任)、

小川 正人委員(公募委員)、

藤田 千恵子委員(公募委員)

■欠席(3名)

飯田 真由美委員(刈谷公共職業安定所(ハローワーク)所長)、

大見 満宏委員(安城商工会議所雇用労働委員会委員長)、

都築 文明委員(安城市身体障害者福祉協会会長)

■事務局

近藤 俊也(福祉部長)

村藤 守(福祉部次長)

長坂 晃(障害福祉課長)

汐満 健一(障害福祉課課長補佐)

谷本 瞳 (障害福祉課障害福祉係長)

杉浦 正樹(障害福祉課障害給付係 主査)

渡邊 陽介(株式会社名豊)

【会議内容】

<開会>

障害福祉課長:お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。それでは、定刻となりましたので、ただ今より第3回安城市障害者福祉計画策定委員会を開催いたします。私は、本年度から障害福祉課長に着任しました長坂でございます。本日の進行を務めさせていただきます。ここからは、着座にて失礼致します。

最初に確認でございますが、本日の資料と委員名簿について事前に委員の皆様に送らせていただいておりますが、本日お持ちでない方は資料をお渡しします。 よろしかったでしょうか。皆さん持ってきていただいたでしょうか。

それでは、資料の次第に従って会議を進めてまいりますのでよろしくお願いします。

まずは、開催にあたりまして、神谷委員長よりごあいさつをお願いいたします。

1 あいさつ

委員長:ひとことご挨拶申し上げます。今日は早朝からすごい雷雨でございまして、 大体昔は雷が鳴ると梅雨が明けると言ったものでございますが、最近はお天 気が変ですから、またこれで雨の季節になるかもしれません。はっきりしませ んところでございますが、今日の昼から暑くなっちゃいまして、これはこれでま た大変だということでございます。

今日の委員会は障害者福祉計画策定委員会と、このあと自立支援協議会の2つの会議を設定しております。この障害者福祉計画策定委員会は読んで字の如しでございまして障害者のための計画を作る、福祉というと分かりにくいですけど、言葉を置き換えれば障害者の方を如何に支援していくか、その為の計画を作るということでございます。そういう観点で中身を検討いただいてご意見いただくということになると思います。

今年は障害者福祉計画・障害福祉計画・障害児福祉計画・地域福祉計画・ 安城市総合計画、年度がたまたま今年は策定する年度に関わっておりまして、 皆さんの中にもいろいろな会合に関わる方がいらっしゃるかと思いますが、ま さに安城市の今後を決めると言うと大袈裟ですけど、そう言っても過言じゃな いような年になりました。市長も 20 年ぶりに替わったということでありまして、 私も替わる予定だったんですが、正月時分にもう少しやることになりましてこの ままやらせていただきます。政府が福祉の理想としての地域共生社会というこ とで、これも読んで字の如し、公的な支援の他に地域の人が助け合ってより住 みやすい地域を作っていこうと、簡単に言えばそういうことだと私は理解してお ります。今日の会議で皆様の活発なご意見をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

障害福祉課長:ありがとうございました。続きまして、令和5年6月1日付けで一部委員に改選がありましたのでご報告いたします。委員名簿をご覧ください。2番の安城市町内会長連絡協議会からの選出委員としまして、石原隆義様、7番の刈谷公共職業安定所からの選出委員としまして、飯田真由美様、8番の衣浦東部保健所からの選出委員としまして、西出素子様が就任しました。以上の改選は安城市自立支援協議会についても同様に行われました。

また、私の他にも事務局職員に変更がありましたので、福祉部長から順に自己紹介をさせていただきます。

福祉部長:福祉部長の近藤でございます。どうぞよろしくお願い致します。

福祉部次長:この四月から福祉部の次長となりました村藤といいます。どうぞよろしく お願いします。

福祉係長:今年の四月から障害福祉課障害福祉係長となりました谷本です。よろしく お願いします。

障害福祉課長:本日は飯田委員と大見委員から事前の欠席の連絡を頂いております。 また、都築委員につきましては、ご自宅の方に電話連絡をさせていただいてい るところです。本日は、本計画策定業務の受託業者である株式会社名豊の渡 邊様にも同席をしていただいておりますので、ご承知おきください。

それでは議題に入りたいと思いますが、その前に一つお願いしたいことがあります。この会議には視覚障害者と聴覚障害者の方がみえます。急に発言をされますとどなたのご発言なのか分からなくなります。発言をされる際は必ず挙手をしてお名前を名乗ってから発言をいただくようお願い致します。

それでは、ここからの会議の取り回しは安城市障害者福祉計画策定委員会規則第6条に従い、神谷会長にお願い致します。

2 議題

(1)計画の骨子について

委員長:ではよろしくお願いします。早速、議題(1)計画の骨子について、資料 1・2 を 用いてご説明いただくということですが、ご説明は株式会社名豊さんからして いただくということですね。では、よろしくお願いします。

株式会社名豊:改めまして、株式会社名豊の渡邊と申します。よろしくお願いします。 それでは資料の方説明させていただきます。着座にて失礼します。 資料1・2について説明

委員長:ありがとうございました。こういうものを皆さん持っていらっしゃいますか。私 も非常にこの言葉遣いが分かりにくいので、皆さんもご承知だと思いますが、 1 頁の一番上の「計画の位置づけ」、ここに「第 5 次安城市障害福祉計画は障 害者基本法第 11 条第 3 項に基づくもの」と、その次に「第 6 期安城市障害福 祉計画は障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく計画として」、第2期安 城市障害児福祉計画は児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく計画とし て」ということで、安城市障害者福祉計画・安城市障害福祉計画・安城市障害 児福祉計画・・・・・・・・・・・これは法律がそれぞれ違うわけです、 根拠となる法律が。

そして障害者福祉計画というのは安城市の障害福祉施策の全体的な方針・ 目標を定める計画で、障害福祉計画・障害児福祉計画は障害福祉サービスに 係る具体的な目標、地域生活や一般就労等の支援に向けての達成すべき目標 と支援の見込み量を確保するための方策というわけで、この 3 つの言葉は私 も最初一体何だろうと思ってずっと分からなかったのですけど、ここに解説が あるのでこれが非常にわかりやすいですから、大掴みはこういう所で理解して いただくということですね。

あとは具体的な問題ということですけども、今日の資料1、ここの安城市障害者福祉計画、これは理念とか目標を定めるものというのがこの資料 1 で、そのあとは安城市障害福祉計画・障害児福祉計画は具体的な方策・見込み量(一般への方策)というものを定めています。

以上を前提にご質問いただきたいと思います。いかがでしょうか。

今日お示しいただいたのは骨子というわけだから、これに所謂肉付けをしていただいて、詳しい計画を作っていただくということですね。それは大体いつごろということになるのですか。

障害福祉課長補佐:障害福祉課です。次回の策定委員会が 10 月 12 日に予定して おりますので、この時に計画案ということで第 1 案になると思いますが、お示し したいと思っております。

- 委員長:わかりました。所謂事前に見せてもらえるのか、その時初めて見せていただくぐらいですかね。時間もなかなか大変そうなので難しいでしょうが……。
- 障害福祉課長補佐:可能であれば早めに送りたいと思いますが、現段階ではちょっと お約束ができません。一応、この 10 月 12 日の会議の前にも関係団体懇話会 でありますとか、或いは共生のまち部会でも説明しまして、そこで出た意見で 修正を加えて、策定委員会に諮っていきたいと思いますので、できるだけ早く 送りたいとは思いますが、努力はしてみたいと思います。
- 委員長:別に急がせようという気は無くてね、折角委員会をやるなら事前に目を通し てから出た方が良いかなと皆さん思っているのではないかなということでござ いますので。

ご質問、特によろしいですか。

小川委員:小川です、よろしくお願いします。聞きたいこととお願いしたいことが 1 点ずつあります。

聞きたいのは知らないので教えてもらいたいんですが、23 頁の「障害者虐待防止対策支援事業」、その中で、精神保健福祉士を配置というのがあるんですが、下の方見ると、実施の有無欄になっているので、これはどの様に行われているのかが一点知りたい、というのと、

あともう一つはお願いで、6 頁の、「アンケート調査結果、関係団体ヒアリングの意見を踏まえて」と書いてあるのですが、可能であれば関係団体に僕自身入ってるわけではないのですが共生のまち部会等からもヒアリングを行ってもらいたいというお願いです。以上です。

- 委員長:はい、ありがとうございました。これのご質問には、どなたにお答えいただい たら。先の質問は、23 頁の。
- 事務局:障害福祉課杉浦と申します。前半の質問について先ずお答えしたいと思います。
 - 23 頁の「地域生活支援促進事業」の中で、障害者虐待防止対策支援事業・成年後見制度普及啓発事業は実績が"有"になっているということで、この事業がどういったものかということですけれども、まず虐待防止対策支援事業ですが、以前は保健師の方を配置していたこともありますが、現在は精神保健福

祉士を障害福祉課窓口に配置しておりまして、その方に虐待時の対応のため の体制をとっていただいております。

それから成年後見制度普及啓発事業につきましては、社会福祉協議会の方に委託をして弁護士の方による講演会を開催していただくという事業を行っております。以上です。

委員長:成年後見制度の普及事業につきましては、私も関わっておりますので申し上げますけど、社会福祉協議会の方で講演会とか質問の会をやりまして、障害者の、未成年の内は親御さんが後見していただくということですが、成人に達しますと、成人に達しても現状ではなかなか後見人制度を活用せずに親御さんが事実上保護していると。それでも大体支障は無くて上手く運んでいるのですが、ただ親御さんが高齢化して参りますと、ご自分が動けなくなると「後どうするか」という時にやはり後見人を誰か頼んでいかないといけない事態が発生しますので、その時に備えて早くから検討していただいておくというのが重要だと考えています。それに向けての計画を作成していただきたいと思っています。

それから2番目のお願いとおっしゃった点はどうでしょうか。

障害福祉課長:障害福祉課の長坂です。共生のまち部会のほうでも意見を聞いてくださいというお話だったと思いますので、今後も共生のまち部会でも意見を聞きながらこの計画の中に反映させていく予定です。以上です。

委員長:今のお答えでよろしいですか。

小川委員:はい。

委員長:了解です。それでは他にご質問が無ければ、一応これは骨子ということです ので、これに肉付けしたのを計画というわけですから、これで肉付けしていた だくということでお願いします。

議題がこれ1つでございますので、一応この議題はこれで終了ということで。 あとはアンケートの件で、これは一度事務局の方にお返ししてからお願いしま す。

3 その他

障害福祉課長:ありがとうございました。続きまして、その他として「障害者福祉に関

するアンケート調査報告書」の修正と補足について、資料3になりますが、株式会社名豊様から説明をお願い致します。

株式会社名豊:資料3について説明。

障害福祉課長:ありがとうございました。何かご意見がありましたら、発言をお願いします。

柴田委員:民生委員の柴田と申します。お願いします。意見というわけではないですけれど、わからないことがあるので一つ教えて欲しいです。障害者福祉計画の冊子を見ても、今日の資料の中の骨子の目標、1 番の計画策定にあたってという1頁の所などを見ても、"障害者"という言葉と"障害のある人"という言葉が何回も出てきます。この二つの言葉の意味の違いとか、どういう風に使い分けているのかというのがこの冊子を読んでいても最後まで分からなかったです。その違いを教えてほしいです。

それから、実は何十年も前なんですけども、私が市役所の福祉課の職員に聞いたことがあるのは、当時は「障害者とは障害者手帳を持っている人」で、「障害がある人とは、それプラス、障害はあるけど手帳まで取得していない人も含めて"障害のある人"」と昔は聞いたことがあります。でもこの冊子を見る限りもう時代が変わったのか、そういうことではなくてどちらも「手帳を持っている人」であって、「手帳を持っていない人」はこの計画の中からは除外されているのかなという風に感じるのですが、その辺を教えてください。お願いします。

事務局:障害福祉課杉浦です。前段の件についてまずお答えしたいと思います。今回お配りしていない資料になりますが、前回の「第6期安城市障害福祉計画・第2期安城市障害児福祉計画」に実は定義をしておりまして、一般的に今は国、内閣府を中心として、所謂障害者を"障害者"という記載では無くて、"障害がある人"という表記をしております。それに従って安城市でも所謂障害者と言われる方を"障害がある人"という表記をさせていただいております。ただ、今回計画の中に"障害者"・"障害児"とありますのは、前回の計画の中で18歳以上の障害のある人を"障害者"、18歳未満の障害がある人を"障害児"という定義をさせていただいた関係で、"障害がある人"と"障害者"という両方の表記が見られるという状況になっております。

後段の"障害者手帳をお持ちの方が"というお話になりますけれども、今現在、 総合支援法においては障害手帳をお持ちの方だけではなくて、精神障害の方 ですと精神障害の診断を受けている方、それから国の指定難病に罹られてい る方も総合支援法の支援の対象者となっておりますので、"障害のある人"という定義の中には今回障害手帳を持っているか持っていないかという区別をしておりません。なので、手帳を持っていないから"障害のある人"ではないということではない状況になりますので、あくまでも障害福祉サービスを受けられる方が今回の計画の中における"障害がある人"ということになります。

柴田委員:ありがとうございます。今の前段の件の回答は現状の障害者福祉計画の 冊子をいただいたので、中を読んでその文章があったことも分かっております けども、それを見ても中を読んでいくと何故ここに"障害者"という言葉が使わ れて、ここには"障害のある人"という言葉が使われているのかが理解できな い部分が何箇所かあったような気がします。私の見方が悪かったのかもしれ ませんけど。

それからこの中に経済的支援というページがありまして、そこには税法上の 控除が受けられますよということが書いてあるものがあるものですから、これ は明らかに障害者手帳を持っているか、難病指定を受けているか、そういった 方であって、ただ障害があるけど手帳はまだ取っていないとか、取ろうか取る まいか悩んでいる人とか、障害はあるけど取る気は無いという人も世の中には 沢山いると思うのですが、そういう人は税法上の控除は受けられないんですけ ども、これを見ていくと"障害のある人"という枠の中で、みんな税法の控除が 受けられてしまうような気がするものですから、"障害のある人"というのはもう 手帳を持っているか難病のある人に限られていて、そうではない手帳を取得 する気の無い人は除外されているのかなと思うのですけど、どうでしょうか。

障害福祉課長: "障害のある人"か"障害者"か、その辺の表記の問題については、 基本的には"障害のある人"という表記になるかと思います。表記が揺れてい る所がございましたら申し訳ございません。基本的には"障害のある人"という ことで表記は統一して参りたいと思います。

それから、いろいろな制度を受けられるかどうかという所では、やはりどこかで線引きをしないといけないと思います。それは制度によってまちまちであるのが実態だと思いますので、中には障害者手帳の所有者に限ったものもあれば、難病の方だとか精神の通院をしている方だとか、そういうように広げたものもあります。制度によって違いますし、一概にどこで切るというのははっきりと切るのは難しいというのが現状であるかと思います。

柴田委員:54 頁を見ると、"障害のある人"の経済的負担の軽減を図るために税制 上の優遇措置がありますという風に書いてあるものだから、手帳との兼ね合 いは何も書いてないものですから、障害があったら税制控除が受けられちゃうかなと思ってしまう人がいるかなと思って聞いてみたのですが、この辺難しいところですね。その昔聞いた線引きの仕方だと、手帳がある人は"障害者"、無い人は"障害のある人"という非常にシンプルな、そんな線引きを聞いたことがあって、今この冊子を見る限り、どちらも同じなものですから。"障害者"も"障害のある人"も。

そうなると、じゃあ手帳は取ってないわ、障害はあるわ、という人はどこに入っちゃうのという、その辺がそもそも除外されているのかなと。この計画の中から、障害がどんなにあろうとも手帳が無ければ除外されているのか、という風に読み取ればいいのかなと、思ったのですが……。

- 福祉部長:福祉部長の近藤です。この辺りはあまり意識していない部分の言葉遣いと かであろうかと思いますので、一度こういったご意見があるということで整理 させてください。
- 柴田委員:2種類の言葉がすごく何回か出てくるので、どういう違いがあって統一されてないのか、もう"障害のある人"に統一してしまうなら全部統一してしまえばいいし、ただ法律名は"障害者"なんとか法というから、"障害者"という言葉は必ず残るけども、文書の中に入れるのに"障害のある人"に統一しちゃうなら統一しちゃえばいいと思ったものですから。その辺をまた。

福祉部長:これはまた次回への宿題ということでよろしくお願いします。

- 委員長:今の話ですけど、しかしこれは法律の定めがそうなっていますので、安城市だけで決められるわけではないです。これはやはり制度全体の問題ですから、例えば"障害者福祉計画"を"障害のある人福祉計画"と安城市だけ読み替えるわけにはいかないでしょう。法律がそうなっていますから。だからそれはもう国の問題として法律を作る人がそういう風に、おっしゃるように提起するのは非常に結構だと思うのだけど、安城市だけでは決められない問題じゃないですかね。
- 柴田委員:文章の中での表現であって、法律の言葉はそれでいいんです。ただ文書の中で、"障害者は"と書いてある文章と"障害のある人は"と書いてある文章がちぐはぐにいっぱい出てくるものですから、これは意味が違って使い分けているのか、なんなのか。

委員長:安城市で文章を作る時には定義をして使うべきだというご指摘だと思うので、 定義をして使っていただければいいと思います。それはそういう疑問だと思い ます。

それから、このアンケートにですけど、この成年後見制度は、全体の割合が低いわけじゃないですか。安城市の中では比較的中核機関として社協がやっているのですけど、制度のことをよく知らないと答えた人が全体の46%で、ご本人が50%以上知らないと答えたのは運営する方としてはショックが大きいです。このアンケートの対象者は無作為ですか?

- 障害福祉課長:いろいろな障害種別でバランスが取れるように、それぞれ障害種別ご とに、手帳の所持者ごとに抽出しまして、その中では無作為に当たります。
- 委員長:わかりました。まだまだ啓発が足りなかったと大変理解しました。ありがとうご ざいました。
- 障害福祉課長:ありがとうございました。他に何かございますか。 では、10月には計画案を示していくということで、それまでにも言葉の定義等 を確認しながら、今後を進めていきたいと思っております。

<閉会>

障害福祉課長:これをもちまして、安城市障害者福祉計画策定委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。